

卷末資料

土砂災害警戒避難体制の整備

令和2年7月

四万十町防災会議

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- 2 避難場所・避難経路
- 3 土砂災害に係る避難訓練の実施
- 4 要配慮者利用施設
- 5 救助
- 6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項
- 7 ハザードマップの作成及び周知
- 8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等
- 9 土砂災害警戒情報
- 10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難勧告等の発令
- 11 土砂災害緊急情報
- 12 避難勧告等の発令・解除の際の助言

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報および予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡、高知県防災砂防課のホームページ、テレビ、消防団、防災パトロール、地域住民等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、音声告知放送、町ホームページ、緊急速報メール、消防団による戸別伝達、広報車、口頭等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

(※一般対策編第3部第1章第5節気象警報等の伝達計画「別表第2伝達系統図」を参照)

2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

3 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール、FAX、音声告知放送等の手段を複数組み合わせ確實に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

避難勧告が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取組みを行う。

7 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。また、当該施設の所有者または管理者は、作成した避難確保計画を市町村長に報告するものとする。

9 土砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール及び市町村防災情報共有システム、総合防災情報システム等により情報を受信する。

10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難勧告等の発令

10.1 判断基準

a) 避難準備・高齢者等避難開始

次のいずれかに該当する場合に、警戒レベルを用いて、早めの段階で避難準備情報を発令する。

- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指数基準に到達」する場合。
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。なお、避難が必要な状況が夜間及び早朝になると想定される場合の判断基準。
- 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合。
- 4：強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

b) 避難勧告

次のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。

- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合。
- 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合。
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合。

c) 避難指示（緊急）

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合。
- 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- 3：土砂災害が発生した場合。
- 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合。
- 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。

10.2 発令対象地区

避難勧告等の発令対象地区は、高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。

1 1 土砂災害緊急情報

四国地方整備局又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。

1 2 避難勧告等の発令・解除の際の助言

市町村長は、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は高知県に対し、避難勧告、避難指示（緊急）等に関する事項について助言を求める。

市町村長は、土砂災害に対する避難勧告又は避難指示（緊急）を解除しようとする場合において、必要に応じて四国地方整備局又は高知県に対して解除に関する事項について助言を求める。